

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年2月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第63号

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

京都市狂犬病予防法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(注射済票)

第7条 法第5条第2項の規定により市長が交付する注射済票の様式は、市長が定めて告示する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(鑑札)

第3条 法第4条第2項の規定により市長が交付する鑑札の様式は、市長が定めて告示する。

第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

第4号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第5号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

第6号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる鑑札の様式は、なお従前の例による。

- (1) 犬の登録を平成21年4月1日前に申請した者に交付する鑑札
- (2) 鑑札の再交付を平成21年4月1日前に申請した者に再交付する鑑札
- (3) 狂犬病予防法施行令第2条の2第2項の届出を平成21年4月1日前にした者に交付する鑑札

3 次に掲げる注射済票の様式は、なお従前の例による。

- (1) 犬について狂犬病の予防注射を平成21年3月2日前に受けた者に交付する注射済票
- (2) 注射済票の再交付を平成21年3月2日前に申請した者に再交付する注射済票

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)